

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大田原市指定 第 0972500102 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8
8. 事故発生時の対応	9
9. ご契約者自身によるサービスの選択と同意	10
10. 高齢者虐待防止のための措置	11
11. 業務継続に向けた取り組み	11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 京福会
- (2) 法人所在地 栃木県那須塩原市住吉町5番10号
- (3) 電話番号 0287-64-2511
- (4) 代表者氏名 理事長 田畑 陽一郎
- (5) 設立年月 昭和55年12月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、ご契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的として、居宅介護支援を提供します。
- (3) 事業所の名称 在宅介護支援センターほのぼの園 平成11年10月1日指定
大田原市0972500102号
- (4) 事業所の所在地 栃木県大田原市湯津上5番地989
- (5) 電話番号 0287-98-3155
- (6) 事業所長(管理者)氏名 高橋 寿子
- (7) 当事業所の運営方針* 要支援・要介護状態となつたご契約者及び、その家族に対し、豊富な知識と経験を持つ介護支援専門員が、ご契約者の心身の状況、環境等を的確に把握し、長年住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、ご契約者の意向に沿って適切な組み合わせによるサービス提供が確保されるようお手伝いします。また、ご契約者が居宅において日常生活を営む事が困難となつた場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等の便宜をはかります。
- (8) 開設年月 平成7年5月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大田原市・那珂川町・那須塩原市・那須町・さくら市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
受付時間	月～金曜日 9時～18時	土・日・祝日 9時～18時
サービス提供時間帯	月～金曜日 9時～18時	土・日・祝日 9時～18時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者） （介護支援専門員と兼務）	1		1	1名	業務及び介護支援専門員の管理
2. 介護支援専門員	2		2	2名	居宅サービス計画の作成と進行管理

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

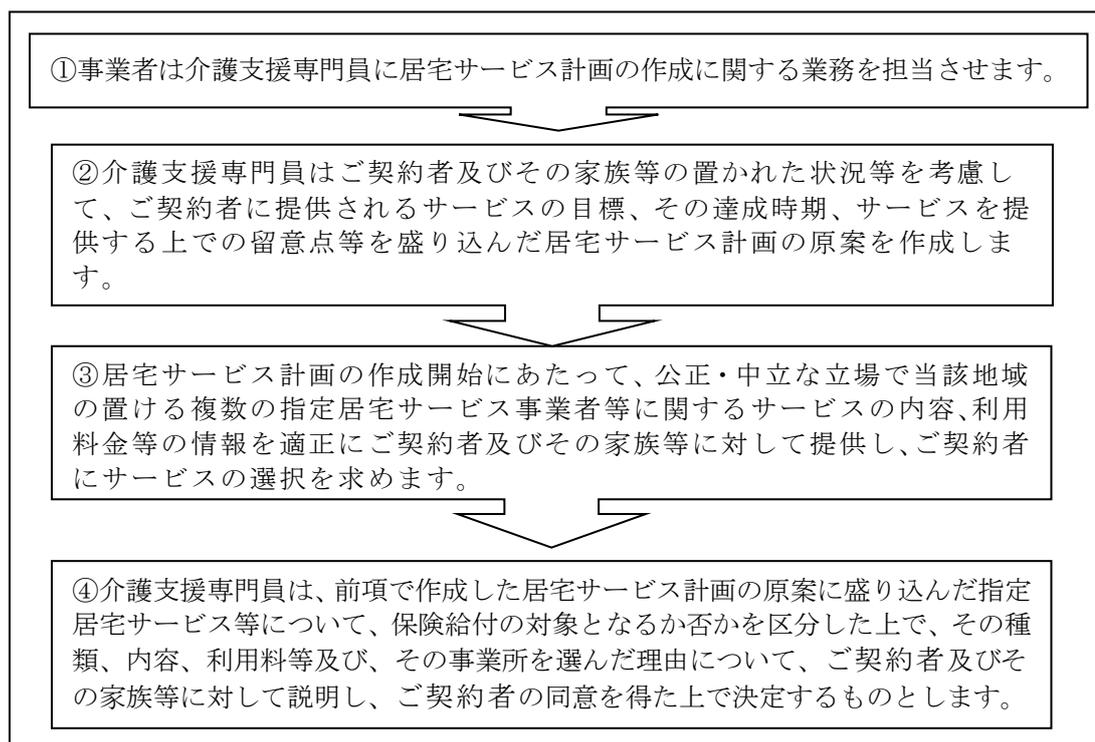
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

・ 居宅介護支援費（Ⅰ）

介護支援専門員一人当たりの取扱件数が45件未満

要介護1～2 1,086単位

要介護3～5 1,411単位

・ 特定事業所可算Ⅲ 323単位

高度な専門性を持つ人材を配置し、中重度の利用者や対応が難しいケースに積極的に取り組み、質の高いケアマネジメントを提供する事業所に対して付与される評価加算。

常勤の主任介護支援専門員を1名以上、常勤の介護支援専門員を2名以上配置や、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」等、厚生労働大臣が定める基準に適合することが算定要件。

- ・ 初回加算 300 単位
 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合）及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）250 単位（ご契約者1人につき1回を限度）
 ご契約者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、ご契約者に関する必要な情報を入院当日に提供した場合。
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅱ）200 単位（ご契約者1人につき1回を限度）
 ご契約者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、ご契約者に関する必要な情報を入院日を含め3日以内に提供した場合。
- ・ 退院、退所加算（Ⅰ）イ 450 単位
 病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合。
- ・ 退院、退所加算（Ⅰ）ロ 600 単位
 病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合。
- ・ 退院、退所加算（Ⅱ）イ 600 単位
 病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合。
- ・ 退院、退所加算（Ⅱ）ロ 750 単位
 病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者に係る必要な情報提供を2回（うち1回はカンファレンス）受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合。
- ・ 退院、退所加算（Ⅲ）900 単位
 病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご契約者に係る必要な情報提供を3回以上（うち1回はカンファレンス）受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合。
- ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位（月2回を限度）
 病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共にご契約者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等利用調整を行った場合。

- ・ 通院時情報連携加算 50 単位（月 1 回を限度）
ご契約者が医師の診断を受ける際に同席し、医師等にご契約者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師・歯科医師等からご契約者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
- ・ ターミナルケアマネジメント加算 400 単位
在宅で死亡されたご契約者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する意向をご契約者及び家族から把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合。

※大田原市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の料金に 1.021 を乗じた金額が自己負担となります。

加算要件に合致した場合には上記加算分もお支払いいただきます。

（2）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

事業実施地域を超えた時点から、片道 10km までは 200 円、10km を超えた場合、1km 毎に 20 円いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 窓口での現金支払
- イ. 下記指定口座への振り込み
足利銀行 黒羽支店 普通預金 2796387
- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：足利銀行（別途引落とし料金がかかります。）

前記（2）の交通費は、訪問対応時にその都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 主治の医師及び医療機関等との連絡についてお願い

ご契約者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とし、主治の医師及び関係医療機関との間において、必要に応じ連絡を取らせていただきます。この目的を果たすために、以下の対応をお願いします。

①ご契約者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付けるなどの対応をお願いいたします。

②また、入院時には、当事業所名及び担当の介護支援専門員の氏名を伝えていただきますようお願いいたします。

(4) 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医やご契約者の家族に連絡をとるなど必要な措置を講じます。営業時間以外の緊急の連絡先は以下の通りです。

緊急連絡先：在宅介護支援センターほのぼの園 電話 0287-98-3155

対応時間：電話は職員につながりますので常時連絡は可能です。職員から担当介護支援専門員に連絡を取ります。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 主任介護支援専門員 高橋 寿子

受付時間 9：00～18：00

（2）医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会「苦情申出窓口」の設置

社会福祉法第 82 条の規定により、当法人では医療法人社団京愛会と合同にて、ご契約者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

なお、当法人における苦情解決責任者、第三者委員は下記のとおりです。

1 苦情解決責任者

医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会理事長（TEL0287-62-0961）

黒磯病院看護師長（TEL0287-62-0961）

特別養護老人ホーム寿山荘施設長（TEL0287-64-2511）

特別養護老人ホームほのぼの園施設長（TEL0287-98-3161）

特別養護老人ホーム寿山荘那須施設長（TEL0287-71-1707）

ケアハウス福海施設長（TEL0287-60-5201）

特別養護老人ホーム寿山荘ランチさきたまセンター長（TEL0287-60-0061）

グループホームほのぼのセンター長（TEL0287-98-8355）

ケアタウン安暮里センター長（TEL0287-73-2550）

グループホーム安暮里センター長（TEL0287-73-2880）

よろずやセンター長（TEL0287-60-3655）

よろずや三島の杜センター長（TEL0287-39-3399）

2 第三者委員 堀 克己（評議員・弁護士 TEL0422-20-0154）

寺澤 信一（評議員 TEL090-4025-7747）

3 苦情解決の方法

① 苦情の受け付け

苦情の面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、苦情解決責任者・第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者から理事会・管理者会議と、第三者委員（苦情申出人が第三者委員へ報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情の検討

報告を受けた理事会・管理者会議にて事案の相談を行い、苦情解決責任者への助言を行います。

④ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行ないます。

ア、第三者委員による苦情内容の確認

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項などの確認

⑤ 本施設で解決できない苦情は、次に申し立てることができます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

大田原市役所 高齢者幸福課	所在地 栃木県大田原市本町1丁目4-1 電話番号・0287-23-8865
那須塩原市役所 高齢福祉課	所在地 栃木県那須塩原市共懇社108-2 電話番号・0287-62-7137
那珂川町役場 健康福祉課	所在地 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地 電話番号・0287-92-1119
那須町 保健福祉課	所在地 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13 電話番号・0287-72-6910
さくら市 高齢課	所在地 栃木県さくら市氏家2771 電話番号・028-681-1155
国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル内 電話番号・028-643-2220
栃木県運営適正化委員会	所在地 栃木県宇都宮市若草町1-10-6 ちぎ福祉プラザ内 電話番号・028-622-2941

(4) 第三者評価事業について

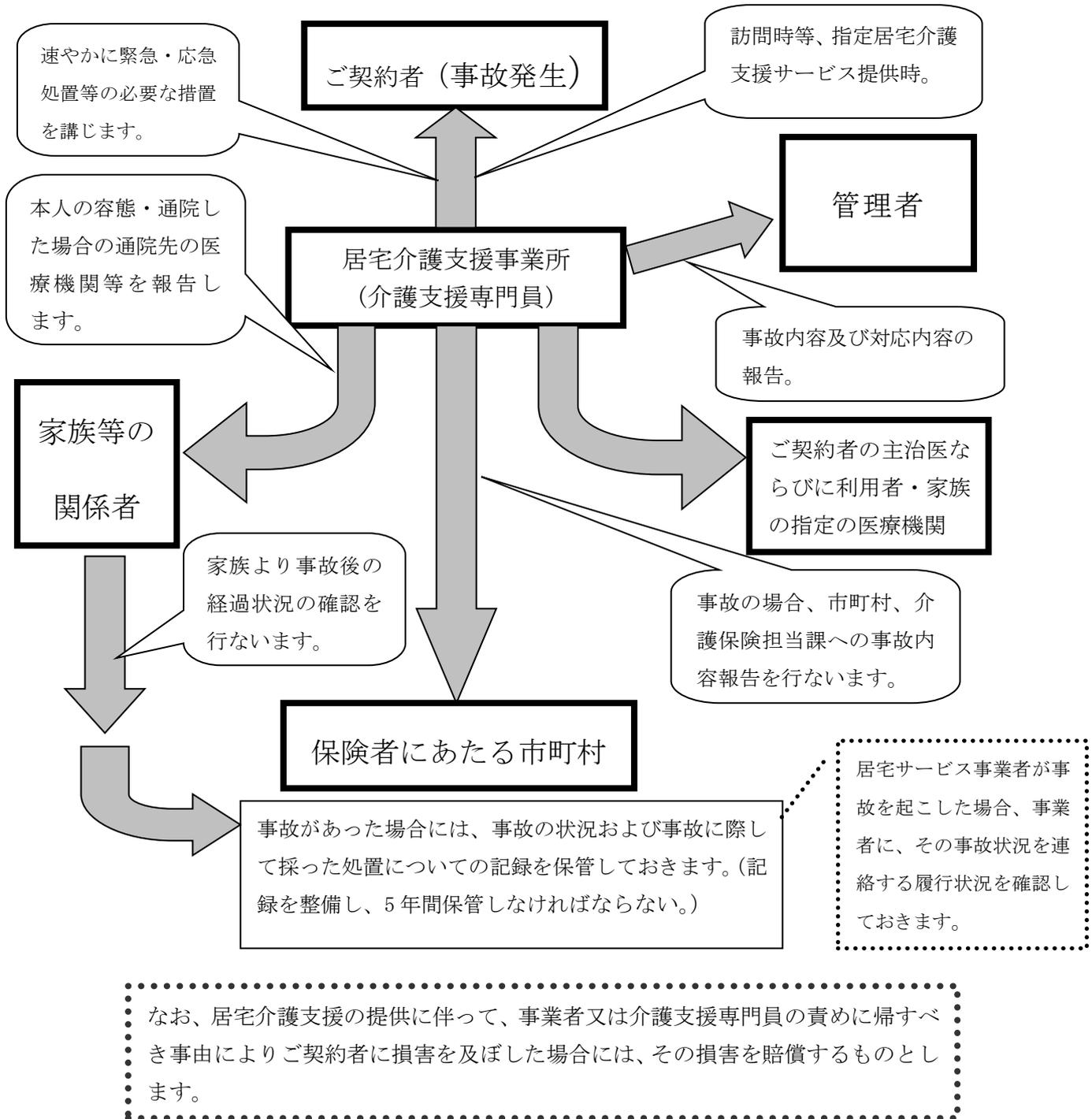
当施設では、第三者評価事業による評価は実施しておりません。

8. 事故発生時の対応

介護支援専門員は、ご契約者に対する居宅介護支援業務の提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、ご契約者の家族等の関係者及びご契約者のかかりつけ医に連絡をとると共に、管理者に報告し必要な措置を講ずることとします。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

なお、居宅介護支援の提供に伴って、事業者又は介護支援専門員の責めに帰すべき事由によりご契約者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。

➤ 訪問時等の事故発生時対応図



9. ご契約者自身によるサービスの選択と同意

- ① ご契約者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料金の情報を適正にご契約者またはご家族に対して提供するものとします。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご契約者に対して複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅

サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができる旨説明します。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご契約者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。

・当事業所の前6カ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び、同じく前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合を書面で提示し、ご契約者の理解が得られるように説明を行います。前6カ月の利用状況は別紙のとおりです。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご契約者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

- ② 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された場合であって、日常生活上の障害が1カ月以内に出現すると主治医の医師等が判断した場合、ご契約者又はそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご契約者の状態やサービス変更の必要性等の把握、ご契約者への支援を実施します。

その際に把握したご契約者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

10. 高齢者虐待防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通り措置を講じます。

- ①虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止の為の指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④上記を適切に実施するための担当者を選定します。担当者：高橋寿子（管理者）

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できるようにするため、及び非常時の体制において早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し定期的に見直しをするとともに研修及び訓練を実施します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

在宅介護支援センター ほのぼの園

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印 (利用者との続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
※

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合説明及び理解について

*R3年度の介護報酬改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご契約者様の意思及び人格を尊重し、常にご契約者様の立場に立って、ご契約者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、下記の①及び②について、ご契約者様の理解が得られるように説明を行うとともに、それを理解されたことについてご契約者様から署名を得なければならない旨が定められました。

①前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	9.0%
通所介護	54.8%
地域密着型通所介護	12.2%
福祉用具貸与	60.1%

②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の、サービス毎の同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護事業所 ケアシス 39.2%	大田原市 社会福祉協議会 30.4%	ニチイケアセンタ ー大田原中央 17.4%
通所介護	デイサービスセン ターほのぼの園 65.6%	デイサービスセン ターゆづかみ 6.5%	ほっとアスター デイサービス 5.7%
地域密着型 通所介護	デイサービスセン ターほのぼの 69.4%	デイサービスセン ターいろは 30.6%	空欄
福祉用具貸与	株式会社キガ 那須営業所 22.2%	ひまわり館 大田原営業所 21.9%	ダスキンヘルスレ ント大田原ステー ション 20.9%

*今回の説明における前6カ月の割合は、R6年度前期(R6.9.1～R7.2.28)のものであります。